

環 評 審 第 4 3 号
平成 1 7 年 3 月 2 8 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

八重山リゾート開発計画に係る環境影響評価書
の審査について（答申）

平成 1 7 年 3 月 8 日付け沖縄県諮問文第 1 9 号で諮問のあったみだしのことについて、
別添のとおり答申します。

(別 添)

八重山リゾート開発計画に係る環境影響評価書について

- 1 緑化計画に用いる植栽樹種については、現存植生や現在の潜在自然植生に基づいて選定させ、必要に応じて専門家等の指導・助言を得させること。
- 2 水の濁りについて
 - (1) 浸透池における浸透量の算出根拠となる浸透係数について、濁水時の値と真水の値とでは異なると考えられることから、現地透水試験の詳細な内容を明らかにさせた上で、浸透係数及び浸透池の浸透量について再度検討させること。また、必要に応じて予測・評価をやり直させるとともに、環境保全措置の見直しについても検討させること。
 - (2) SS（浮遊物質）の初期濃度の違いにより沈降率が異なってくることから、調整池出口でのSS予測濃度の算出に用いた沈降率が適切かどうかを明らかにした上で、再度予測・評価を行わせるとともに、必要に応じて環境保全措置の見直しについて検討させること。
- 3 海域生態系について
 - (1) 当該事業に係る環境影響評価準備書（以下準備書という）に対する知事意見に基づき、海域生態系について新たに予測・評価を行っているが、10年以上前の資料をもとにしており予測の不確実性は高いと考えられることから、より新しい資料を用いて再度、予測・評価を行わせるとともに、海域生態系に係る事後調査の実施について検討させること。また、海域生態系に係る事後調査を実施する際には、より精度の高い調査を行う事を検討させること。
 - (2) 予測・評価に際して用いた既存資料における海域生物の調査項目、調査手法、調査地点等の調査概要について示させること。
- 4 コウモリの生息洞調査において吹通川河口付近右岸側や下地集落の近傍等、数カ所で確認された洞穴では現段階において小型コウモリ類の生息は確認されていないが、当該洞穴が今後小型コウモリ類の生息洞として利用可能かどうかについて検証させ、その検証内容を明らかにさせること。また、利用可能であると判断される場合にあっては、洞穴の利用状況に関する事後調査、及び事後調査結果に応じた適切な環境保全措置の実施について検討させること。
- 5 景観は、物理的な環境としての地形と植生を含む生物群集の相互作用により形成されるものであることから、圍繞景観の区分については、地形情報に基づく小水系、傾斜区分、地形分類等の地形的要素、植生区分、現地調査による目視観察等の情報を組み合わせる事による景観的均質性や一体性を目安として、より詳細に区分させること。

6 事後調査について

- (1) 事後調査計画については、以下の項目についてより詳細に記載させること。
 - ア 調査項目、及び動植物に関する事後調査については調査対象とする全ての種
 - イ 調査手法
 - ウ 調査地域・地点
 - エ 調査時期・時間帯・期間
- (2) 生態系の事後調査の実施について検討させること。
- (3) カンムリワシに対する事後調査においては調査対象範囲をくまなく確認することが出来るよう調査員の配置や調査ルートの設定を行わせること。
- (4) 農薬の生物濃縮に対する事後調査における調査対象種は、専門家等の指導、助言を踏まえた上で決定させること。